

○浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

令和元年12月19日

条例第28号

改正 令和2年3月31日条例第14号

令和4年9月28日条例第18号

令和6年3月29日条例第21号

令和6年6月28日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、本市の地方活力向上地域において、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の措置を行うことにより、本市における産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域をいう。
- (2) 地方活力向上地域特別償却設備 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円）以上のものをいう。
- (3) 青色申告者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人をいう。

(令4条例18・令6条例22・一部改正)

(課税免除又は不均一課税)

第3条 市長は、地方活力向上地域において、法第5条第18項の規定により同条第15項の認定を受けた地域再生計画（次項において同じ。）が公示された日（以下この

条において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで。次項において同じ。)の間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等について、当該地方活力向上地域特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分に関し課税を免除する。

- 2 市長は、地方活力向上地域において、地域再生計画の公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等について、当該地方活力向上地域特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、浦添市市税条例(昭和47年条例第36号)第62条の規定にかかわらず、新たに課されることとなった年度以後3年度分においては、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年度の区分	税率
初年度(最初に固定資産税を課すべきこととなる年度をいう。)	100分の0.14
第2年度(初年度の翌年度をいう。)	100分の0.467
第3年度(第2年度の翌年度をいう。)	100分の0.933

(令2条例14・令4条例18・令6条例21・一部改正)

(課税免除又は不均一課税の申請)

第4条 前条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者

は、規則の定めるところにより、市長に対し申請をしなければならない。

(報告)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(課税免除又は不均一課税の取消し)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する課税免除又は不均一課税の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りの申請その他の不正行為があったとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条に規定する中小連結法人については、改正後の第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

3 改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日条例第21号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除

及び不均一課税に関する条例第2条第2号及び第3条の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（令和6年4月19日）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。